

# 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」を取得しませんか！！

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局へ申請することにより、厚生労働大臣による「えるぼし企業」としての「認定」を受けることができます。

## ⇒ 島根労働局管内の女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業




女性活躍推進法に基づく「認定」は、認定基準を満たした項目数に応じて3段階あります。

「認定基準」は、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のうち、実績値が各項目の基準値を満たしているか、また、満たさない項目については、実績値が2年以上にわたり改善しているかどうかで判断します。従って、法施行前からの実績を含めることが可能であり、一般事業主行動計画に策定した数値目標達成に向けて取組みを実施中の事業主も認定の申請を行うことができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができることから、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

## 【認定の段階】

5つの評価項目のうち、基準を満たす項目数に応じて、1つ又は2つ満たせば、認定段階1、3つ又は4つ満たせば認定段階2、全て満たせば認定段階3となります。

認定段階1 	<ul style="list-style-type: none"><li>裏面の5つの認定基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース(※)」に毎年公表していること。</li><li>満たさない基準については、行動計画策定指針に定められた取組を実施し、その実施状況について上記データベースに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li><li>下の★に掲げる基準を全て満たすこと。</li></ul>
認定段階2 	<ul style="list-style-type: none"><li>裏面の5つの認定基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li><li>満たさない基準については、行動計画策定指針に定められた取組を実施し、その実施状況について上記データベースに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li><li>下の★に掲げる基準を全て満たすこと。</li></ul>
認定段階3 	<ul style="list-style-type: none"><li>裏面の5つの認定基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li><li>下の★に掲げる基準を全て満たすこと。</li></ul>

### ★ 次頁に掲げる基準以外のその他の基準

- 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- 女性活躍推進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

### <資料請求・問い合わせ・申請先>

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町134番10

TEL 0852-31-1161

FAX 0852-31-1505

※ 「女性の活躍推進企業データベース」 <http://www.positive-ryouritsu.jp/index.html>

## 【認定基準】

以下の1から5の評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階(1段階目～3段階目)が決まります。

別添の「認定申請関係書類(様式4)」を使って、以下の評価項目についてチェックしてみましょう！

評価項目	基準	満たす
1 採用	直近3事業年度の平均した、採用における女(A) 男(B)の競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度( $A * 0.8 < B$ )であること ※無期契約労働者に限る	<input type="checkbox"/>
2 継続就業	①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が0.7以上であること ※無期契約労働者に限る (注意:様式4には記入欄がありません) 又は ②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が0.8以上であること ※無期契約労働者かつ新規学卒者等に限る	<input type="checkbox"/>
3 労働時間 等働き方	「各月の対象労働者の(法定時間外労働+法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」< 45時間 これにより難しい場合は [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」-「各月の法定労働時間の合計=(40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」< 45	<input type="checkbox"/>
4 管理職 比率	①管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値(下欄参照)以上であること 又は ②『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」』÷『直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」』が0.8以上であること	<input type="checkbox"/>
5 多様な キャリア コース	直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上(非正規社員がいる場合は必ず A を含むこと)、中小企業は1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れを含む) B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	<input type="checkbox"/>

※評価項目1から3については雇用管理区分ごとの把握が必要です。

※認定基準の詳細については、厚生労働省ホームページ【女性活躍推進法特集ページ】をご覧ください

### 「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」※適用期間:平成28年7月1日～平成29年5月31日

産業分類	産業平均値	産業分類	産業平均値
産業計	8.2%	不動産業、物品賃貸業	6.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	1.6%	学術研究、専門・技術サービス業	5.4%
建設業	1.1%	宿泊業、飲食サービス業	9.9%
製造業	下欄による	生活関連サービス業、娯楽業	12.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.9%	教育、学習支援業	17.3%
情報通信業	7.6%	医療、福祉	42.9%
運輸業、郵便業	4.0%	複合サービス事業	4.9%
卸売業、小売業	5.1%	サービス業(他に分類されないもの)	6.4%
金融業、保険業	8.0%	※上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。	

産業分類(製造業)	平均値	産業分類(製造業)	平均値
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業	4.7%	プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業	2.7%
繊維工業	6.5%	鉄鋼業 非鉄金属製造業、金属製品製造業	1.4%
木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業	1.7%	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1.9%
パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業	4.0%	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	3.4%
化学工業	5.4%	輸送用機械器具製造業	1.3%
石油製品・石炭製品製造業	3.5%	その他の製造業	5.0%

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出・周知・公表等 及び「えるぼし認定」に関するアンケート

\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組みたい事業主のみなさま、「えるぼし認定」を申請したいとお考えの事業主のみなさま、このアンケートにご記入いただき、島根労働局雇用環境・均等室宛にFAX等によりお送りください。  
 当局に届き次第、当局より御連絡させていただきます。

企業名	ご記入者役職・氏名	連絡先
		☎

○ 女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定、周知・公表等の実施状況及び実施方法について該当箇所に○印を付けてください。

	実施 状況	周知・公表等の方法
行動計画の策定	策定済 ・ 策定したい	
行動計画の労働者への周知	周知済 ・ 未実施	事業所内での掲示・書面の交付・ 電子メールの送信・ その他 ( )
行動計画の外部への公表	公表済 ・ 未実施	女性の活躍推進企業データベース・ 自社のホームページ・ その他 ( )
女性の活躍に関する情報の公表	公表済 ・ 未実施	女性の活躍推進企業データベース・ 自社のホームページ・ その他 ( )

- えるぼし認定の取得をお考えですか? ⇒ 取得したい ・ 取得の予定なし
- 御社でえるぼし認定を取得するためには、チラシ裏面のどの認定基準が難しいとお考えなのか、該当の項目に○印を付けてください。

項目1 採用	項目2 継続就業	項目3 労働時間等 働き方	項目4 管理職比率	項目5 多様なキャリアコース

- 行動計画策定や「えるぼし認定」申請のための取組及び申請の方法について労働局の説明等を希望されますか? (番号に○印を付けてください)
- 1 雇用環境・均等室職員の派遣を希望する  
 2 電話による相談を希望する  
 3 その他 ( )